

## 浜松市学校給食センター管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立学校給食センター条例施行規則(平成17年浜松市規則第26号以下「規則」という。)に定めるもののほか、浜松市学校給食センター(以下「センター」という。)の管理及び運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理並びに衛生管理に関すること。
- (2) 献立作成及び食育、栄養管理に関すること。
- (3) 給食物資の調達、検収及び保管に関すること。
- (4) 給食の調理に関すること。
- (5) 給食の搬送に関すること。
- (6) 給食の調査に関すること。

(運営会議)

第3条 幼稚園・小学校及び中学校(以下「学校等」という。)との連携を図り、よりよい学校給食の提供を目的として、各センターに学校等及び給食センター関係者等による運営会議を置く。

2 運営会議の参加者は10名以内とする。

3 運営会議の参加者は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が決定する。

- (1) センターが所管する学校等の代表
- (2) センターの所長、栄養士及び調理主任
- (3) 健康安全課長
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

4 運営会議は年1回以上開催する。

5 運営会議は、学校給食の実施に関する意見の把握、調整及び保護者の意見聴取に關すること並びに給食センターの運営に関する意見交換を行う。

6 運営会議に関する事務は、各センターにおいて所管する。

(給食費の額)

第4条 給食費の月額は、教育委員会がこれを定める。

(給食費の納入)

第5条 幼稚園長、小・中学校長及びセンター所長は、決められた日までに給食費を市に納入しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、センターの管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。